

AIDnet 利用契約約款

第1条（目的）

本約款は、株式会社キャニオン・マインド（以下「当社」といいます）が、利用契約者との間で、インターネットを用いた家庭教師事業 AIDnet（以下「AIDnet」といいます）の利用に関する契約内容を定めるものです。

第2条（定義）

本約款で定める用語は以下のとおりとします。

- ①本契約：本約款に基づき、利用契約者と当社との間で成立した利用契約をいいます。
- ②受講者：利用契約によって、本サービスの利用者として登録された方をいいます。
- ③利用契約者：当社と AIDnet 利用契約約款に基づく契約を締結した者をいいます。但し、受講者が成年の場合は受講者が利用契約者となり、受講者が未成年の場合は、その保護者が利用契約者となります。
- ④チューター：当社との契約により、チューターとして登録され、受講者の指導にあたる者をいいます。
- ⑤教育コーチ：当社との契約により、受講者の担当者として、ベーシックレッスンの手配、定期面談の実施等を行う者をいいます。
- ⑥ベーシックレッスン：利用契約者と教育コーチの協議により、定期的に受講する、レッスンをいいます。
- ⑦オプションレッスン：受講者が任意に、チューターを指定して受講する、1 回毎のレッスンを言います。
- ⑧定期面談：教育コーチと受講者又は利用契約者が、直接又は AID Tutoring System を介して行う受験及び日常学習に関わる指導・相談サービスをいいます。
- ⑨テキストサービス：ベーシックレッスン又はオプションレッスンの際に用いるテキストをインターネット上で提供するサービスをいいます。
- ⑩本サービス：当社が利用契約者又は受講者に提供する AIDnet のサービスをいいます。

第3条（約款の適用）

- 1 本約款は、AIDnet を利用する全ての利用契約者及び受講者に適用されます。
- 2 本約款は、当社の判断により変更することがあります。この場合、当社の定める施行日から変更後の約款が適用されます。
- 3 当社と、利用契約者又は受講者が、本約款と異なる事項を文書により合意した場合は、当該合意が本約款に優先します。
- 4 利用契約者は、自己の登録した受講者に、本約款に定める義務を遵守させるものとし、受講者の債務不履行、不法行為又は約款違反に関する責任について、受講者と連帯して責任

を負うものとします。

第4条（契約の成立）

1 利用契約者及び受講者は、当社の定める方式に従って、登録情報を登録して、契約の申込みをします。

2 当社は、登録済みの契約者に対して、契約承諾の可否を決めます。

3 利用契約者の、契約申込みに対して、当社が承諾した時点で、本契約が成立するものとします。

4 以下の場合、当社は、契約の承諾を撤回できます。

① 利用契約者又は受講者が、申込時に虚偽の事項を申告した場合

② 利用契約者又は受講者が、約款に契約違反をした場合

③ 利用契約者が、過去に利用契約者又は受講者の約款違反を理由とする解除が存在するとき

④ 利用契約者の与信条件を満たさない場合

⑤ その他相当の事由がある場合

5 利用契約者は、本契約についての申込みの撤回・解除は一切出来ません。

第5条（個人情報等の利用）

1 利用契約者及び受講者は、当社に提供した個人情報を、当社、当社の指定する教育コーチ及びチューターが、以下の目的で利用することをあらかじめ承諾します。

① 本サービスの提供

② チューターによるレッスン提供

③ 本サービスに関するご案内

④ 本サービス、その他当社のサービスに関するダイレクトメールの送付

⑤ 顧客満足度調査

⑥ 市場調査

⑦ その他上記に関連する事項

2 当社は、利用契約者及び受講者の個人情報その他秘密情報を、契約期間中はもとより契約終了後においても、第三者に漏洩しないものとします。

第6条（サービスの内容）

本サービスの概要は以下のとおりとします。

① ベーシックレッスン

② オプションレッスン

③ テキストの提供

④ 定期面談

⑤ その他上記に関連するサービス

第7条（レッスンの実施）

1 利用契約者は、登録済みの延長レッスン、オプションレッスン利用額の範囲内で、受講者が自己の判断で受講することをあらかじめ承諾します。

2 当社、利用契約者及び受講者は、本約款、その他の約款に従い、関係諸法規を遵守してレッスンを実施します。

3 利用契約者又は受講者は、登録事項に変更があった場合は、遅滞なく当社へ連絡し、登録変更手続きを行います。

4 利用契約者又は受講者は、レッスン終了後、CSシートにて、チューターの評価を入力します。

第8条（テキスト等の使用許諾）

1 当社は、受講者に対して、レッスン実施のためにテキスト、テスト等の教材の利用を許諾することが出来ます。

2 利用契約者及び受講者は、前項の教材をレッスン又はテストの実施のみに使用し、当社の秘密情報として管理します。

第9条（システムの利用）

1 利用契約者及び受講者は、当社が指定するコンピュータ機器を用いたAIDnetを、当社の指示に従って利用できます。

2 各種レッスンの受講に必要な機器及びソフトウェアは、利用契約者及び受講者がこれを用意し、予めその機能を確認しなければなりません。

3 各種レッスンの受講に要するインターネット接続に関する通信費用、その他AIDnetの利用に要する費用は、利用契約者及び受講者の負担とします。また、コンピュータウイルス対策など、正常にAIDnetを利用するために要する費用も利用契約者及び受講者の負担とします。

4 利用契約者及び受講者は、AIDnetを当社が指定する利用目的でのみ利用し、他の目的に利用してはいけません。

5 利用契約者及び受講者は、AIDnetにかかるネットワーク又はシステムに支障を生じさせるようなソフトウェアの稼働またはその他の妨害行為をしないものとします。

6 利用契約者及び受講者は、本システムを利用する環境が常に良好なシステム・インターネット環境となるようにします。

7 各種レッスン受講時に発生した当社システム以外の機能の不具合により生じた障害について、レッスンに支障が生じても当社は一切責任を負わないこととします。

8 利用契約者及び受講者は、当社からアカウントが発行された場合は、ID・パスワード

ドを適正に使用し、当社はID、パスワードの不正使用より生じるいかなる損失に対しても一切責任を負わないものとします。

9 当社が利用契約者及び受講者に対して、本サービス実施に必要な機器を貸与した場合は、利用契約者及び受講者は、善良な管理者の注意義務をもって機器を管理し、第三者に譲渡・貸与等してはなりません。

第10条（料金）

1 利用契約者は、以下の料金を支払うものとします。ただし、キャンペーン期間中においては金額が異なる場合があります。

① 入会金：20,000円（消費税別）登録後、登録翌日を1日目として31日目に発生します。

② レッスン料：レッスン受講毎にレッスン完了時に料金が発生します。

③ ID管理費：400円（消費税別）/月 毎月20日を締日とし、入会開始該当月の管理料は無料とし、翌月からから利用終了月まで（日割り計算はしません）管理料として課金します。

2 料金料金の支払方法は、毎月20日を締日とし、利用契約者の登録したクレジットカードによる決済、又は金融機関ご指定口座からの自動引き落としによる決済方法とします。

3 利用契約者又は受講者が料金支払いについて金融機関からの自動引き落としを選択している場合は、引落日は毎月7日（引落日が金融機関営業休日となる場合はその翌営業日）とします。

4 利用契約者又は受講者が料金支払いについてクレジットカードでの支払いを選択している場合は、当社からクレジットカード会社への請求情報を送信する日は毎月27日とします。利用契約者又は受講者がカード会社からの引き落とし日は、それぞれのカード会社と利用契約者又は受講者との契約によります。

5 当社は、受領済みの料金は、理由の如何を問わず返金いたしません。

6 上記第10条(料金)に関する条項は、一般会員に対するものであり、無料会員（無料体験）は、この対象外とします。

第11条（損害賠償）

利用契約者又は受講者は、約款等に違反し、当社に損害が生じた場合には、利用契約者又は受講者は当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第12条（契約期間）

本契約の期間は、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までとし、当社又は利用契約者から契約を更新しない旨の意思表示がない限り、1ヶ月間同一の条件で継続するものとし、その後も同様とします。

第13条（解除）

当社は、利用契約者又は受講者が、以下の各号の1つにでも該当した場合、何ら催告無く、契約を解除出来ます。

- ① 利用契約者又は受講者が、申込時に虚偽の事項を申告した場合
- ② 利用契約者又は受講者が、契約違反をした場合
- ③ 利用契約者が、与信条件を満たさなくなった場合
- ④ 利用契約者が、料金の支払いを怠った場合
- ⑤ 利用契約者又は受講者が登録した連絡先に連絡が取れなくなった場合
- ⑥ 利用契約者又は受講者が、他のチューター、利用契約者及び受講者を含むエイドネット関係者に対して、あらゆる勧誘行為や営業行為を行った場合。
- ⑦ その他契約の継続が困難な相当の事由があるとき。

第14条（利用停止規定）

1 引落日にゆうちょ銀行における料金の引き落としができなかった場合は、利用契約者又は受講者は引き落とし日から7日間以内（期日が金融機関営業休日となる場合はその翌営業日）までに当社指定の金融機関への振込を行うものとします。

2 引落日にクレジットカードからの料金引き落としができなかった場合、利用契約者又は受講者は締日翌月10日（期日が金融機関営業休日となる場合はその翌営業日）までに当社指定の金融機関への振込を行うものとします。

3 前項及び前々項における振込が無かった場合、利用契約者又は受講者の本サービスの利用を停止し、合わせて法的措置を取ることとなりますが、債権回収に関わる必要経費は全て請求料金に合算するものとし、本来の支払期日から支払日までの期間に対して遅延損害金として年率14.6パーセントを日割り計算にて加算するものとします。

第15条（清算）

1 終了原因の如何によらず、本契約が終了した場合、当社並びに利用契約者及び受講者は債権債務を速やかに清算するものとします。

2 本契約が終了した場合は、利用契約者又は受講者は、当社の指示に従って、速やかに貸与物がある場合は返還しなければなりません。

第16条（サービスの停止）

1 当社は、以下の場合、サービスの一部又は全部について、中止、中断又は廃止が出来ます。

- ① 地震、火災、台風、その他の事由により本サービスの提供が困難となった場合。
- ② 利用契約者又は受講者に、契約解除事由が存在する場合。

③ 当社の経営判断により、サービスの廃止、停止又は譲渡を決定した場合。

2 本サービスの中止・変更等の情報は、遅滞なく利用契約者又は受講者に通知するもの
とします。

3 レッスン中に発生した天災地変やシステム障害等により、レッスンが中断した場合
のレッスン料に関しては課金しないものとしてします。

第17条（免責）

当社は、以下の各号の場合、一切の責任を負わないものとしてします。

- ① 損害が、不可抗力、その他当社の責に帰することができない事由により生じた場合
- ② 損害が、利用契約者又は受講者の責により生じた場合
- ③ 損害が、本約款に定めるサービス停止事由により生じた場合

第18条（協議事項）

本約款に定めない事項について疑義を生じた場合には、その都度、利用契約者及び受講者
と当社は、誠意をもって協議を行うものとしてします。

第19条（準拠法）

本約款及び本契約に関する事項は、日本国法を準拠法とします。

第20条（管轄裁判所）

本契約及び本約款上の紛争、その他関連する一切の紛争については、訴額に応じて当社の
所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

平成25年4月1日制定

平成27年3月21日改訂

平成28年3月15日改訂

平成29年3月28日改訂

平成29年5月15日改訂

平成30年3月24日改訂

令和元年9月16日改訂

令和3年2月21日改訂

令和4年2月21日改訂